

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 新たに生じた土地の確認【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 3
- 町の区域の変更【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 4

◇ 公 告

- 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【建設局河川部神嶽川旦過地区整備室】 5
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【教育委員会事務局学校支援部学事課】 8
- 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等に対する措置に係る公告【建築都市局指導部監察指導課】 11

◇ 上下水道局

- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】 12
- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 13
- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】 14

北九州市告示第 372 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 11 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
よしたけ薬局宇佐町店	北九州市小倉北区宇佐町一丁目 7 番 35 号	令和 3 年 11 月 1 日

北九州市告示第 373 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを令和 3 年 10 月 1 日に確認した旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 11 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
北九州市門司区新門司北三丁目 1 の 29、 1 の 30 地先公有水面埋立地	3 万 4, 000. 04

北九州市告示第 374 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、北九州市の町の区域を次のように変更する。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

令和 3 年 11 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

次の区域を門司区新門司北三丁目の町区域に編入する。

新たに生じた土地
北九州市門司区新門司北三丁目 1 の 29、1 の 30 地先公有水面埋立地 3 万 4, 000. 04 平方メートル

北九州市公告第759号

次のとおり応募者に資格要件を付与した簡易公募型プロポーザル方式に係る
手続を開始する。

令和3年11月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 且過地区立体換地建築物新築工事実施設計業務委託
- (2) 業務内容 且過地区土地区画整理事業において、北九州市が施行者として整備する立体換地建築物について、令和2年度基本設計の成果をもとに、今年度別途委託予定の「技術協力業務（E C I方式）」との連携を図りながら、実施設計を行うもの
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和4年11月30日まで

2 参加資格

参加表明書の提出期間の末日時点において、次の各号のいずれにも該当する共同企業体（代表者1社及び構成員1社又は2社で構成されるものに限る。以下同じ。）であること。ただし、同日までに、共同企業体を構成できない場合は、技術提案書の提出期間の末日までに共同企業体を構成することができるものであること。

- (1) 共同企業体の代表者及び構成員が、北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。ただし、参加表明書の提出期間の末日時点でこの要件を満たさない場合は、資格審査申請の受付を行い、契約時までに登録を終えること。
- (2) 共同企業体の代表者及び構成員が、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 共同企業体の代表者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (4) 共同企業体の代表者が、平成18年度から令和2年度までの間に日本国内で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の新築、増築又は改築に係る工事の設計業務（基本設計又は実施設計の業務をいう。）を受託した実績（共同企業体の構成員として行ったものを除く。）があること。
- (5) 共同企業体のうち1社以上が市内企業（法人登記簿上の本社若しくは本店又は主たる事業所が市内にあるもの。）又は準市内企業（市内にあ

る支店、営業所等の長等に本市との契約に関する権限を委任しているもの。) であること。

(6) 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大とすること。また、その他の各構成員の出資比率は、100分の10以上100分の50未満とすること。

(7) 共同企業体の代表者及び構成員が、この手続及び今年度別途実施予定の「技術協力業務（ECI方式）」に参加する他の共同企業体の代表者及び構成員でないこと。

(8) 共同企業体の代表者と構成員の間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と同条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）の関係

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

3 最優秀者及び優秀者を選定するための評価基準

(1) 業務の実施体制

(2) 配置予定技術者の経験

(3) 技術提案書の内容

(4) ヒアリングでの対応

4 契約の交渉等

前項の評価基準により決定した受託候補者と、第1項の業務の委託契約締結の交渉を行う。

5 応募手続

(1) 担当部局

北九州市建設局河川部神嶽川旦過地区整備室

北九州市小倉北区古船場町1番35号（北九州市立商工貿易会館5階）

電話 093-511-7123

(2) 説明書の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 北九州市のホームページからダウンロードするものとする。

イ 交付期間 この公告の日から令和3年11月19日まで

(3) 参加表明書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 この公告の日から令和3年11月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。以下「日曜日等」という。）の毎日午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

(4) 技術提案書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 令和3年11月22日から同年12月10日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は、説明書による。

北九州市公告第760号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり、公告する。

令和3年11月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 水銀を含む廃棄物の収集及び処理業務
- (2) 業務の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和3年12月13日から令和4年3月25日まで
- (4) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 郵送による入札を認める。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3 入札の手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
- ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課
- イ 期間 この公告の日から令和3年11月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課に連絡すること。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 入札に参加するための要件等
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
- イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参し、又は郵送することにより行わなければならない。
- (5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間
- ア 場所 第1号アの場所と同じ
- イ 期間
- (ア) 持参の場合
この公告の日から令和3年11月22日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (イ) 郵送の場合
書留郵便で令和3年11月22日午後5時までに必着のこと。
- (6) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和3年11月26日までに通知する。
- (7) 仕様書に関する質問
仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。
- 。なお、書面は、ファックス又は電子メールによるものも受け付ける。
- ア 場所 第1号アの場所
- イ 期限 令和3年11月26日午後5時までに必着のこと。
- ウ 質問書に対する回答は、令和3年12月1日までにファックス又は電子メールで行う。

(8) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便で令和3年12月9日午後5時までに必着のこと。

なお、郵送以外による入札書の事前提出は認めない。

(9) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第二入札室

イ 日時 令和3年12月10日午後1時30分

ウ 提出書類 入札書

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2378

FAX 093-581-5860

北九州市公告 7 6 1 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第 1 4 条第 1 0 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 1 1 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 建築物の所在地

北九州市八幡東区諏訪二丁目 8 番 2 2 号

2 建築物の家屋番号等

- (1) 家屋番号 5 3 番 1 4
- (2) 種類 居宅
- (3) 構造 木造セメント瓦葺 2 階建
- (4) 床面積 6 1 . 0 3 平方メートル

3 所有者等が行うべき措置の内容

当該建築物の除却

4 措置の期限

令和 3 年 1 1 月 1 5 日

期限までに措置が履行されない場合、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。

5 動産の取扱い

市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を撤去及び処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次項の問合わせ先に通知すること。

6 問合わせ先

北九州市建築都市局指導部監察指導課

電 話：0 9 3 - 5 8 2 - 2 9 1 8

F A X：0 9 3 - 5 6 1 - 7 5 2 5

北九州市上下水道局告示第 27 号

北九州市下水道条例（昭和 39 年北九州市条例第 39 号）第 8 条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和 3 年 11 月 1 日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
6165	林田工業 林田 裕	北九州市八幡西区東 鳴水二丁目 4 番 3 5 号	令和 3 年 11 月 1 日 から令和 8 年 5 月 3 1 日まで

北九州市上下水道局告示第28号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年11月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
F-213	嶋本工業株式会社	嶋本祐介	福岡県田川市弓削田3470番地5	令和3年1月1日
F-214	株式会社クラシアン	今田健治	横浜市港北区新横浜一丁目2番地1	令和3年1月1日
F-215	ハナムラ住設	花村和義	福岡県遠賀郡遠賀町田園三丁目30番2号	令和3年1月1日
F-216	北設備工業株式会社	永田純一	福岡市東区多の津四丁目18番16号	令和3年1月1日

北九州市上下水道局告示第 29 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年北九州市水道局管理規程第 7 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 11 月 1 日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
F - 1 2 6	株式会社千代 田工業所	夏井敏樹	福岡市南区塩原 四丁目 28 番 2 5 号	令和 3 年 9 月 30 日